

指摘事項

訪問介護

令和8年3月

鳥取市福祉部地域福祉課指導監査室

◎根拠条文

「条例」

鳥取市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成29年12月22日鳥取市条例第51号）

「1号事業要綱」

鳥取市第1号事業者の指定に係る人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱（令和3年4月1日施行）

「老企第36号」

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月1日老企第36号）

◎根拠条文

「処遇改善通知」

介護職員等処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について(令和7年度分)(令和7年2月7日 老発0207第5号)

☆勤務体制の確保

- 勤務表について、管理者の兼務関係及びサービス提供責任者である旨、職務内容、常勤・非常勤の別を記載すること。
(条例第31条第1項、1号事業要綱第28条第1項)

☆秘密保持等

- 従業者に対する秘密保持の誓約書がない者がいたので、徴取すること。
(条例第34条第2項、1号事業要綱第32条第2項)

☆2人の訪問介護員等による訪問介護の取扱い等

- 2人による訪問介護員等による訪問介護費について、訪問介護計画書に2人の訪問を必要とする理由を記載すること。
(老企第36号第2の2(12))

通院・外出において、1人の訪問介護員等が車両に同乗して気分の確認など移送中の介護を含めた介護行為を行う場合には、当該車両を運転するもう1人の訪問介護員等は別に「通院等乗降介助」を算定することはできない。

☆高齢者虐待防止措置未実施減算

■虐待の防止のための対策を検討する委員会が未実施であった。ついては、速やかに改善計画書を提出し、事実が生じた月の3月後に改善報告書を提出すること。また、事実が生じた月の翌月から改善が認められるまでの期間については、虐待防止措置未実施減算を適用すること。

(老企36第2の6(10))

(高齢者虐待防止措置)

- ・事業所における虐待防止のための対策を検討する**委員会を定期的に実施**するとともに、その結果について、**従業員に周知徹底を図ること**
 - ・事業所における虐待の防止のための**指針を整備**すること
 - ・従業員に対し、虐待を防止するための**研修を年1回以上実施**すること
 - ・虐待防止のための措置を適切に実施するための担当者を置くこと
- ★いずれか1つでも満たさない場合は、未実施減算の適用となります。

☆介護職員等処遇改善加算

■介護職員等処遇改善加算について、介護サービス情報公表システム等を利用し、加算の取得状況を報告し、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容を公表すること。
(処遇改善通知 3⑧ (職場環境要件))

職場環境等の改善に係る取組について、ホームページへの掲載等により公表すること。具体的には、介護サービスの情報公表制度を活用し、加算の算定状況を報告するとともに、職場環境要件を満たすために実施した取組項目及びその具体的な取組内容を「事業所の特色」欄に掲載すること。当該制度における報告の対象となっていない場合等には、各事業者のホームページを活用する等、外部に見える形で公表すること。

☆特定事業所加算

■特定事業所加算について、**職員ごと**に個別の研修計画に研修の内容、実施時期を記載すること。

(老企第36号 第2の2(14))

特定事業所加算を算定する場合、**訪問介護員等及びサービス提供責任者ごと**について個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を定めた計画を策定する必要があります。

☆特定事業所加算

■特定事業所加算について、定期的な会議を開催した際は、その概要を記録しておくこと。(老企第36号 第2の2(14))

- ・「利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は当該事業所における訪問介護員等の技術指導を目的とした会議」を定期的(1月に1回以上)に開催し、その概要を記録する必要があります。
- ・当該事業所においてサービス提供に当たる訪問介護職員等のすべてが参加するものでなければなりません。実施に当たっては、全員が一堂に会して開催する必要はなく、サービス提供責任者ごとにいくつかのグループ別に分かれて開催することで差し支えありません。

☆特定事業所加算

■特定事業所加算について、算定の根拠となる職員の勤続年数の割合のわかる書類を整備しておくこと。(老企第36号 第2の2(14))

勤続年数とは、各月の前月の末日時点における勤続年数のことで、当該事業所での勤務年数に加え同一法人等の経営する他の介護サービス事業所等においてサービスを利用者に直接提供する職員として勤務した年数を含めることができます。

割合については、前年度(3月を除く)又は届出日の属する月の前3月の1月当たりの実績について常勤換算方法を用いて算出してください。